

令和 8 年 6 月 15 日からの大雨災害の被災事業者に対する中小企業  
セーフティネット資金の適用について

この度の令和 8 年 6 月 15 日からの大雨によって被害に遭われた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

県では、中小企業の皆様がこの度の災害から迅速に復興できるよう、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象 4（災害等被害対応貸付）による資金繰り支援を下記のとおり行います。

記

1 融資対象者

事業歴が 1 年以上で、令和 8 年 6 月 15 日からの大雨によって被害を受けた中小企業者、協同組合等（農林漁業や金融・保険業等の一部業種は対象となりません。）

2 融資対象となる地域

別紙 1 のとおり

3 資金用途 災害からの復旧に係る事業資金

4 融資限度額 運転・設備併せて 3,000 万円（一般保証枠適用）

5 融資期間 運転 7 年（据置 1 年）、設備 10 年（据置 1 年）

6 融資利率 1.20%

7 保証料率 0.00%（保証料については県が全額負担します。）

8 金融機関への融資申込期間

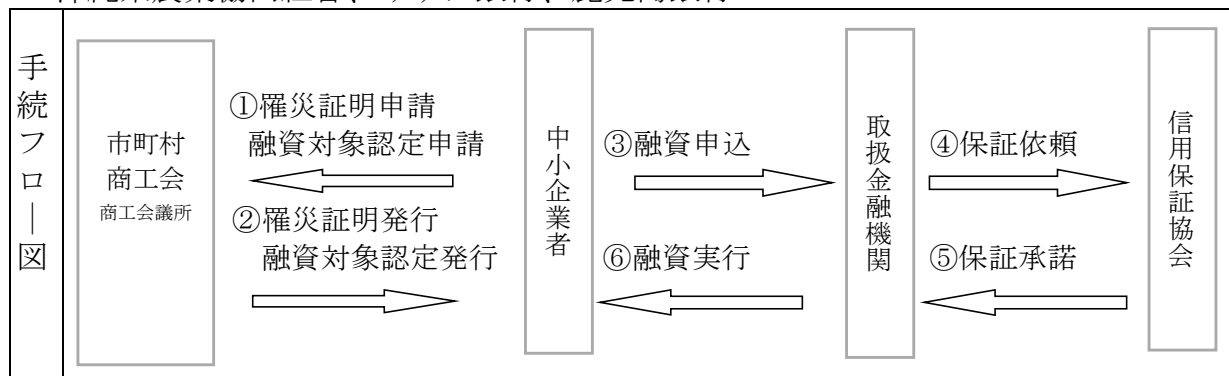
令和 8 年 6 月 19 日から令和 8 年 9 月 18 日まで

9 融資申込みの方法

「市町村長が発行した罹災証明書」又は「市町村長若しくは商工会会長が発行した融資対象認定書」を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫  
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



問い合わせ先  
 沖縄県 商工労働部 中小企業支援課  
 TEL : 098-866-2343  
 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp